

第2回幕別町議会臨時会

議事日程

令和7年第2回幕別町議会臨時会
(令和7年5月14日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 常任委員会委員の選任
- 日程第3の2 議長の常任委員会委員の辞任
- 日程第4 議会運営委員会委員の選任
- 日程第5 報告第1号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和6年度一般会計補正予算（第14号））
- 日程第7 議案第48号 幕別町税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第49号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第8の2 議案第49号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(民生常任委員会報告)
- 日程第9 議案第50号 令和7年度幕別町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第51号 工事請負契約の締結について（新あかしや南団地公営住宅9号棟建設工事（建築主体））
- 日程第11 議案第52号 工事請負契約の締結について（新あかしや南団地公営住宅10号棟建設工事（建築主体））
- 日程第12 議案第53号 工事請負契約の締結について（札幌東中学校ボイラー更新工事）
- 日程第13 議案第54号 工事請負契約の締結について（アイヌ文化拠点施設生活館棟建設工事（建築主体））
- 日程第14 議案第55号 工事請負契約の締結について（アイヌ文化拠点施設生活館棟建設工事（電気設備））
- 日程第15 議案第56号 工事請負契約の締結について（アイヌ文化拠点施設生活館棟建設工事（機械設備））
- 日程第16 議案第57号 工事請負契約の締結について（アイヌ文化拠点施設展示館棟建設工事（建築主体））
- 日程第17 議案第58号 工事請負契約の締結について（アイヌ文化拠点施設展示館棟建設工事（機械設備））
- 日程第18 議案第59号 工事請負契約の締結について（まくべつ学園増築改修工事（建築主体））
- 日程第19 議案第60号 工事請負契約の締結について（まくべつ学園増築改修工事（電気設備））
- 日程第20 議案第61号 工事請負契約の締結について（まくべつ学園増築改修工事（機械設備））
- 日程第21 議案第62号 財産の取得について（除雪グレーダ）
- 日程第22 閉会中の継続調査（広報広聴委員会、議会運営委員会）

会議録

令和7年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和7年5月14日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 5月14日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 畠山美和 | 2 塚本逸彦 | 3 山端隆治 | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀 |
| 6 長谷陽子 | 7 酒井はやみ | 8 荒 貴賀 | 9 野原恵子 | 10 石川康弘 |
| 11 岡本眞利子 | 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 16 谷口和弥 |
| 17 藤原 孟 | | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義
教 育 長 笹原敏文
住 民 生 活 部 長 寺田 治
経 済 部 長 高橋修二
会 計 管 理 者 武田健吾
札 内 支 所 長 白坂博司
政 策 推 進 課 長 宇野和哉
地 域 振 興 課 長 安田奈緒
住 民 課 長 佐々木一成
こ ど も 課 長 山本 充
保 健 課 長 西嶋 慎
都 市 計 画 課 長 松井公博
生 涯 学 習 課 長 谷口英将

副 町 長 伊藤博明
企 画 総 務 部 長 山端広和
保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁
建 設 部 長 河村伸二
忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健
教 育 部 長 石田晋一
総 務 課 長 西田建司
糠 内 出 張 所 長 古山悌士
税 務 課 長 田村真由美
幕別認定こども園園長 渡部真矢子
土 木 課 長 香田裕一
学 校 教 育 課 長 酒井貴範

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐藤勝博 課長 岩岡夢貴 係長 渡辺 優

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- | | | |
|--------|--------|---------|
| 8 荒 貴賀 | 9 野原恵子 | 10 石川康弘 |
|--------|--------|---------|

議事の経過

(令和7年5月14日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただ今から令和7年第2回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、8番荒議員、9番野原議員、10番石川議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」が、総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会および広報広聴委員会の各委員長から、任期中の委員会活動報告書がそれぞれ議長あてに提出されておりますので、あらかじめ配布してあります。

また、4月21日、令和7年度十勝町村議会議長会定例会が開催され、私が出席いたしました。

その議案の抜粋をあらかじめ配布してあります。

のちほどご覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

[執行機関幹部職員の紹介]

○議長（寺林俊幸） ここで、理事者から発言を求められておりますので、これを許します。
伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 本年4月1日付けで人事異動を行いましたので、異動しました管理職職員をご紹介します。

「特別職及び管理職名簿（令和7年4月1日現在）」をご覧ください。

異動した職員を黄色マーカーで表示しております。

部長職です。

建設部長、河村伸二。

札内支所長、白坂博司。

議会事務局長、佐藤勝博。

教育部長、石田晋一。

課長職です。

住民生活部税務課長、田村真由美。

糠内出張所長、古山悌士。

保健福祉部こども課長、山本充。

幕別子育て支援センター所長、川村孝子。

経済部農林課長、遠藤寛士。

建設部水道課長、和田智旭。

出納室会計課長、勝又淳。

忠類総合支所地域振興課長、安田奈緒。

忠類へき地保育所長 兼 忠類子育て支援センター所長、笹原砂智子は本日欠席しております。

札内支所住民課長兼住民相談室参事、宮田哲。

議会事務局議事課長、岩岡夢貴。

監査委員事務局事務局長、林伸顕。

教育部生涯学習課長、谷口英将。

図書館長、川瀬真由美。

忠類ナウマン象記念館長、添田雄二。

課長補佐職です。

忠類総合支所経済建設課場長兼経済部農林課場長、児玉隆良。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

[常任委員会委員の選任]

○議長（寺林俊幸） 次に日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第2項および広報広聴委員会条例第6条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長。

○事務局長（佐藤勝博） 朗読いたします。

総務文教常任委員会委員に、2番塚本議員、5番小田議員、6番長谷議員、8番荒議員、14番田口議員、18番中橋議員、19番寺林議員、以上7人です。

次に、民生常任委員会委員に、3番山端議員、7番酒井議員、10番石川議員、11岡本議員、13番藤谷議員、17番藤原議員、以上6人です。

次に、産業建設常任委員会委員に、1番畠山議員、4番内山議員、9番野原議員、12番小島議員、16番谷口議員、以上5人です。

次に、広報広聴委員会委員に、2番塚本議員、3番山端議員、4番内山議員、6番長谷議員、7番酒井議員、13番藤谷議員、16番谷口議員、以上7人です。

以上で、朗読を終わります。

○議長（寺林俊幸） ただ今朗読したとおり、各常任委員会委員を選任いたします。

ここで、副議長と交代のため、暫時休憩いたします。

14：07 休憩

（副議長、議長席に着席）

14：09 再開

[議長の常任委員会委員の辞任]

○副議長（中橋友子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、お手元に配布いたしましたとおり、総務文教常任委員会委員に選任されました議長から、常任委員会委員の辞任願が提出されました。

議長は、各委員会への出席権が与えられているほか、可否同数の際における裁決権などを有しており、一つの委員会に所属することは適当でないことから、総務文教常任委員会委員を辞任したいとの申し出であります。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしました追加議事日程のとおり、議長の常任委員会委員の辞任を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（中橋友子） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員会委員の辞任を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第3の2、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、寺林議長の退場を求めます。

ここで暫時休憩いたします。

14：11 休憩

（議長退場）

14：11 再開

○副議長（中橋友子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（中橋友子） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで、議長職を交代しますので、暫時休憩いたします。

14：12 休憩

（副議長、自席に着席）

（議長、議長席に着席）

14：12 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、各常任委員会で会議を開催し、委員長および副委員長の互選のため会議を行ってください。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

14：13 休憩

14：32 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） 諸般の報告をいたします。

休憩中、各常任委員会において、委員長および副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、お手元に配布いたしました。

報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に荒貴賀議員、副委員長に田口廣之議員。

民生常任委員会委員長に岡本眞利子議員、副委員長に藤原孟議員。

産業建設常任委員会委員長に内山美穂子議員、副委員長に小島智恵議員。

広報広聴委員会委員長に酒井はやみ議員、副委員長に谷口和弥議員。

以上、報告のとおり各常任委員会の委員長および副委員長が決定いたしました。

[議会運営委員会委員の選任]

○議長（寺林俊幸） 次に日程第4、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長。

○事務局長（佐藤勝博） 朗読いたします。

議会運営委員会委員に、2番塚本議員、4番内山議員、5番小田議員、7番酒井議員、8番荒議員、9番野原議員、11番岡本議員、14番田口議員、以上8人です。

ただ今、朗読したとおり議会運営委員会委員を選任いたします。

ここで、議会運営委員会を開催し、委員長および副委員長の互選を行ってください。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

14：34 休憩

14：43 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） 諸般の報告をいたします。

休憩中、議会運営委員会において、委員長および副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、お手元に配布いたしました。

報告いたします。

議会運営委員会委員長に小田新紀議員、副委員長に野原恵子議員。

以上、報告のとおり議会運営委員会の委員長および副委員長が決定いたしました。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第5、報告第1号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第1号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

専決処分第3号であります。

損害賠償の額を定めることについて、令和2年3月に議決されました「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、令和7年4月22日付けで専決処分を行ったものであります。

「1理由」であります。

令和7年2月27日午前10時5分頃、幕別町緑町6番地先路上において、町職員が運転する公用車が業務のため訪問していた店舗の駐車場から出るために後退した際に、路上に駐車していた相手方車両の右後方ドアに公用車の左後方ドアが接触し、損傷を与える事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものであります。

2ページをご覧ください。

「2損害賠償額」は、24万3,415円であります。

相手方の過失はなかったものと認め、車両修復費相当額の全額を賠償するものであります。

「3損害賠償の相手方」は、町外在住の方であります。

このたびの事故は、公用車を運転していた職員の不注意が原因で引き起こしたものであります。

一般財団法人北海道交通安全協会様には、多大なご迷惑をお掛けし、また、町民の皆様の信頼を損ない、町に損害を生じさせてしまいましたことに、心からお詫び申し上げます。

業務遂行上の過失に起因する事故でありますことから、車両修復費については、加入しております全国自治協会自動車損害共済の保険給付の対象になるものでありますが、安全運転を励行していれば、起こりえなかった事故であります。

事故を起こした職員に対しては、今後、同様な事故を起こすことがないように、公私の別なく、慎重な運転を心掛け、安全運転を励行するよう厳しく指導し、口頭注意を行ったところであります。

加えて、職員に対しては、機会あるごとに交通法規の遵守と交通安全意識の徹底を図るよう、今後とも努めてまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第6、承認第2号および日程第7、議案第48号並びに日程第9、議案第50号から日程第21、議案第62号までの15議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、承認第2号および日程第7、議案第48号並びに日程第9、議案第50号から日程第21、議案第62号までの15議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第6、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 承認第2号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

専決処分第2号であります。

令和6年度幕別町一般会計補正予算について、令和7年3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

2ページをご覧ください。

令和6年度幕別町一般会計補正予算（第14号）であります。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ5,305万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ193億3,345万3,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、3ページから5ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出からご説明申し上げます。

11ページまでお進みください。

3款民生費、1項社会福祉費、8目重層的支援事業費258万2,000円の追加であります。

地域包括支援センターの運営など重層的支援事業に係る令和5年度事業費の確定に伴う国と北海道への精算還付金であります。

2項児童福祉費、2目児童医療費であります。

企業版ふるさと寄付金270万円を寄付者の意向に沿い、子ども医療費助成事業に充当するものであります。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費であります。

同様に、200万円をふるさと土づくり支援事業に充当するものであります。

12ページをご覧ください。

7款1項商工費、3目観光費であります。

同様に、100万円を観光物産振興事業に充当するものであります。

5目企業誘致対策費5,564万円の減額であります。

工業団地取得資金貸付金の確定に伴う減額であります。

10款教育費、4項社会教育費、9目アイヌ施策推進事業費であります。

企業版ふるさと寄付金100万円をアイヌ文化拠点空間整備事業に充当するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

6ページまでお戻りください。

1款町税、1項町民税、1目 個人854万7,000円の追加であります。

2款から13款までの補正については、いずれも交付額の確定に伴うものであります。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税789万5,000円の減額、2項1目自動車重量譲与税2,463万7,000円の減額、3項1目森林環境譲与税82万2,000円の減額、7ページをご覧ください。

3款1項1目利子割交付金644万2,000円の減額、4款1項1目配当割交付金 488万9,000円の追加、

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金1,502万7,000円の追加、6款1項1目法人事業税交付金302万9,000円の追加、8ページをご覧ください。

7款1項1目地方消費税交付金2,720万円の追加、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金174万8,000円の追加、9款1項1目自動車税環境性能割交付金1,093万2,000円の追加、11款1項1目地方特例交付金1,587万7,000円の追加、9ページをご覧ください。

2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金6,000円の減額、12款1項1目地方交付税1億2,018万円の追加であります。

特別交付税の3月交付分の確定によるものであります。

13款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金174万5,000円の減額であります。

10ページをご覧ください。

19款 1 項 寄付金、2 目総務費 寄付金670万円の追加であります。

企業版ふるさと 寄付金であります。

20款 繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 1 億7,000万円の減額であります。

これにより、令和 6 年度繰入金の現計は、4 億円であります。

22款 諸収入、3 項貸付金元利収入、5 目工業団地取得資金貸付金元金収入5,564万円の減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 1 点だけ気になったところがあるのですが、今年 3 月の定例会で各種事業の確定に伴いまして、国や北海道の精算還付金について補正予算がありました。今回の補正予算は、前回の内容とは異なっている精算還付金なのかお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 重層支援事業費に対する過年度国庫支出金等返還事務事業の部分でございます。令和 5 年度の重層的支援事業交付金につきましては、令和 6 年の 6 月に実績報告等で、精算額は把握していたのですが、我々のほうで確認せずに補正予算に提出するのを失念していたため、今回、国のほうから請求書ではじめて把握したことから、今回提案させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） では、3 月定例会には間に合わなかったということでもありますね。したがって、専決処分にしたということでもあります。今どこの町も財政が厳しい状況であると思います。その中でうちの町も、財政に余裕がある状況ではないと思いますので、職員の方も緊張感を持って、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第 7、議案第 48 号、幕別町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 48 号、幕別町税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 6 ページ、議案説明資料の 2 ページをご覧ください。

物価上昇局面における税負担の調整と就業調整対策、いわゆる年収103万円の壁対策の観点から実施される、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引き上げ、並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設などに関連した個人住民税の対応などを盛り込んだ令和 7 年度税制改正

に基づき、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、本年4月1日に施行されましたことから、関連する幕別町税条例の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

個人町民税についてであります。

1点目は、「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応に伴う改正」であります。

改正条項は、条例第34条の2ほか記載のとおりであります。

改正内容の欄をご覧ください。

(1)給与所得控除の見直しは、給与所得控除の最低保障額を10万円引き上げ65万円とするものであります。

(2)特定親族特別控除の創設は、特定扶養控除に関して、控除対象者となる19歳以上23歳未満の扶養親族等の所得要件を給与収入の場合は、20万円引き上げ123万円に拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に通減する仕組みを導入するものであります。

(3)扶養親族等に係る所得要件の引き上げは、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、10万円引き上げ58万円とするものであります。

2点目は、地方税法の改正に伴う法律の引用条項および文言の整理であります。

次は、固定資産税であります。

地方税法の改正に伴う、法律の引用条項および文言の整理であります。

3ページをご覧ください。

軽自動車税であります。

1点目は、「2輪車の車両区分の見直しに伴う改正」であります。

改正内容は、原動機付き自転車のうち二輪のもので、総排気量が50ccを超え125cc以下で最高出力を4.0KW、50cc相当以下に抑制したバイク、新基準原付バイクに係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円、50cc原付と同額とするものであります。

2点目は、地方税法の改正に伴う法律の引用条項および文言の整理であります。

次は、町たばこ税であります。

加熱式たばこに係る町たばこ税の課税方式の見直しであります。

加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ1本として課税する仕組みとするなどの見直しを2段階で、令和8年4月と同年10月に実施するものであります。

以上が、改正概要であります。

4ページから11ページにかけては、改正条例の新旧対照表を記載しております。

4ページをご覧ください。

第18条は、公示送達について定めております。

地方税法施行規則の改正に伴い、これまでの町広告式条例に基づく掲示に加えて、インターネットを用いてホームページで閲覧可能とする方式による公示送達を行うものとする改正であります。

第18条の3は、文言整理であります。

5ページをご覧ください。

第34条の2は、所得割の納税義務者が控除すべき金額に、19歳以上23歳未満の扶養親族等に係る特定親族特別控除額を追加するものであります。

第36条の2は、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を整備するものであります。

6ページをご覧ください。

第36条の3の2第1項は給与所得者の、第36条の3の3第1項は公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に特定親族の氏名を追加するものであります。

7ページをご覧ください。

第82条は、軽自動車税の種別割の税率を定めております。

軽自動車税種別割の区分の見直しに伴い、「ウ」を追加するものであります。

8ページをご覧ください。

第89条は、種別割の減免申請書の記載事項の整備であります。

第90条は、身体障害者等に対する種別割の減免規定であります。

引用条項の改正と文言整理であります。

9ページをご覧ください。

附則第10条の2は、地方自治体が、国の参酌値の範囲内において、自治体の裁量により税率を定めることができる地域決定型地方税特例措置、いわゆる「わがまち特例」に関して、課税標準に乗ずる割合を定めております。

第15項は、固定資産税に係る「わがまち特例」であります。

引用条項の改正であります。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めております。

第14項は、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を追加するものであります。

10ページをご覧ください。

附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例を追加するものであります。

5行目後段に記載のとおり、「当分の間」の規定として附則に定めるものであります。

議案書にお戻りいただき、9ページをご覧ください。

中段に記載の「附則」についてであります。

第1条本文は、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用すると定めるものであります。

後段、ただし書き規定として、第1号から第3号までは、本文規定の例外規定を定めております。

第1号は、個人町民税の改正規定は、令和8年1月1日に、第2号は、町たばこ税の改正規定は、令和8年4月1日に、第3号は、公示送達 of 改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日を施行日とすると定めるものであります。

当該規定は、施行日を「公布の日から起算して3年3月を超えない範囲において政令で定める日」としてありますが、現在、これを受けての施行日を制定する政令は、未公布の状態であります。

第2条は、公示送達に関する、第3条は、町民税に関する経過措置を定めております。

10ページをご覧ください。

第4条は固定資産税に関する、第5条は軽自動車税に関する、第6条は町たばこ税に関する経過措置を定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第8、議案第49号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第49号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページ、議案説明資料の12ページをご覧ください。

はじめに改正概要をご説明いたしますので、議案説明資料の12ページをご覧ください。

表に記載のとおり、改正項目は2点であります。

1点目は、「国民健康保険税基礎課税額等の課税限度額」であります。

地方税法は、税目、課税客体、課税標準、税率などの賦課徴収に関する規定は、条例によらなければならないとする「地方税条例主義」を掲げ、国民健康保険税にあっては、基礎課税額等の課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができないと定めております。

国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額を引き上げることなどを内容とした改正地方税法施行令が、本年4月1日に施行されたところであります。

このたびの改正は、保険税負担の公平性の確保と中低所得者の保険税負担の軽減を図る観点から行われたものでありますことから、町においても、施行令の改正内容と同様の条例改正を行おうとするものであります。

「改正内容」をご覧ください。

(1)基礎課税額の課税限度額を1万円引き上げて66万円に改めようとするものであります。

(2)後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を2万円引き上げて26万円に改めようとするものであります。

これにより、介護納付金課税額を含めた課税限度額の合計は、106万円から109万円に増額となるものであります。

2点目は、「国民健康保険税の軽減判定所得基準」であります。

国民健康保険税は、被保険者の保険税負担能力に応じて賦課する応能分と受益に応じて等しく被保険者に賦課する応益分で構成されております。

地方税法は、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分である均等割と平等割の7割、5割または2割を減額するものとする定め、この減額にあたっての世帯の判定所得基準は、地方税法施行令で定める金額を超えない場合に、同施行令で定める基準に従い、市町村の条例で定めるところにより減額するものとする、規定しております。

国は、医療費の増嵩が続く中で高所得者に応分の負担を求め、一方で、昨今の経済動向等を考慮し、軽減対象者の割合が縮小しないよう、中間所得者層に配慮した見直しを行うため、地方税法施行令を改正したことから、これと同様の条例改正を行おうとするものであります。

世帯の合計所得金額が、一定額を超えない場合に行う均等割額と平等割額の軽減の基準となる所得を引き上げる改正であります。

「改正内容」をご覧ください。

「(1)7割軽減」は、変更がありません。

「(2)5割軽減」は、被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に、「(3)2割軽減」は、被保険者数に乗ずる金額を54万5,000円から56万円に改めるものであります。

課税限度額の引き上げと軽減判定所得基準の見直しを内容とした条例改正について、去る5月1日に幕別町国民健康保険運営協議会に諮問を行い、翌5月2日に「改正することが適当である」との答申をいただいたところであります。

13ページからは、改正条例の新旧対照表であります。

第2条は、課税額を定めております。

14ページをご覧ください。

第2条第2項は、基礎課税額の課税限度額を66万円に、第3項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を26万円に改めるものであります。

第26条第1項は、国民健康保険税の減額について規定しております。

減額後の基礎課税額の課税限度額を66万円に、減額後の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を26万円に改めるものであります。

15ページをご覧ください。

第2号は、5割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定時の被保険者数に乗ずる金額を30万5,000円に、第3号は、2割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定時の被保険者数に乗ずる金額を56万円に、それぞれ引き上げるものであります。

議案書12ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、施行期日を定めております。

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する、とするものであります。

第2項は、適用区分を定めております。

この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による、とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第49号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は民生常任委員会に付託いたします。

ここで、民生常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

15：14 休憩

15：49 再開

[追加日程]

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、お手元に配布いたしましたとおり、民生常任委員会の委員長から付託しました議案第49号についての審査結果報告書が提出されましたので、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第8の2、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長岡本眞利子議員。

○11番（岡本眞利子） 民生常任委員会の審査結果を報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

令和7年5月14日、本委員会に付託された議案第49号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和7年5月14日、1日間であります。

審査に当たっては、条例の改正内容および住民負担への影響等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、起立採決で、原案を「可」とすべきものと決しました。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第49号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議がありますので、電子表決により採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始します。

なお、会議規則第81条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定します。

投票総数17人、賛成13人、反対4人。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第9、議案第50号、令和7年度幕別町一般会計補正（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第50号、令和7年度幕別町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,213万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ217億4,363万4,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから3ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

今回の補正予算は、幕別認定こども園の増築改修工事と国土交通省の補助事業、先導的官民連携支援事業の実施に伴う経費を追加するものであります。

4 ページをご覧ください。

「第2表 継続費補正」、「1 追加」であります。

地方自治法第212条第1項は、「普通地方公共団体の経費をもって支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる。」と定め、同条第2項で、この経費を「継続費」という、としております。

継続費として、3款民生費、2項児童福祉費、幕別認定こども園整備事業、工事監理業務および増築改修工事を追加するものであります。

総額は、5億5,724万9,000円、年割額は令和7年度が3億1,413万8,000円、令和8年度が2億4,311万1,000円であります。

本事業の概要について、ご説明申し上げます。

別冊の議案説明資料の16ページをご覧ください。

令和6年9月の第3回町議会定例会において、令和6年度補正予算に幕別認定こども園実施設計業務委託料に係る債務負担行為を設定し、同年9月30日から本年4月30日までを契約工期として設計業務を進めてまいりました。

実施設計内容に基づき、工事請負費等の関連経費を継続費として計上するものであります。

「(1)継続費の予算内訳」であります。

①工事監理業務と②増築改修工事の予算について、継続費を設定する令和7年度と8年度、加えて、合計の事業費を記載しております。

「(2)主な事業概要」であります。

幕別認定こども園は、施設構成として2歳児から5歳児の四つの保育室と2歳未満の乳児室とほふく室が必要であります。

建築主体工事に記載のとおり、既存施設は、間仕切りを変更し、3歳以上児の三つの保育室と職員室等を配置するほか、外装および内部改修を行い、既存施設にない3歳未満児の乳児室やほふく室、保育室のほか調理室等を増築するものであります。

増築する園舎は、鉄筋コンクリート造平屋建て、床面積は298.08平方メートルであります。

外壁仕上げは、ガルバリウム鋼板と左官仕上げとし、屋上仕上げは、シート防水とするものであります。

既存園舎改修は、外壁仕上げは、増築園舎と同様に、ガルバリウム鋼板と左官仕上げとし、屋根仕上げは、カバールーフ工法によるガルバリウム鋼板仕上げとするものであります。

③設備工事に電気設備工事と機械設備工事の内容を記載しております。

右側をご覧ください。

④年度ごとの工事概要であります。

令和7年度は、主に躯体工事と既存園舎の外部改修を令和8年度は、増築部分と既存建物の内部仕上げを施工するものであります。

工事スケジュールであります。

本年6月下旬に着工し、来年10月の竣工を計画しております。

昨年9月の補正予算、債務負担行為設定時には、「令和8年6月までの完成を目途に進めてまいりたい」とご説明申し上げました。

その後の実施設計事務を進める中で、現下の労働力不足に加え、建設業界において進められております週休二日制を柱とする働き方改革の取組などから、工事期間を10月までとせざるを得ないものと判断したところであります。

これにより、新園舎に移転し、新園舎での運営開始は、11月上旬を目途としております。

「(3)幕別認定こども園整備事業に係る財源」であります。

年度ごとに、事業費の財源内訳を記載しております。

国道支出金、地方債は、記載のとおりであります。

令和7年度地方債は、今年度に発行期限を迎えるの合併特例債を充当するものであります。

17ページをご覧ください。

平面図であります。

図面上部は北側で、農業者トレーニングセンター側、下部は南方向で、グラウンド側であります。

図面下部に凡例を記載しております。

水色は園舎増築箇所、桃色は既存園舎の改修箇所を示しております。

水色の増築箇所であります。

増築面積は、298.08平方メートル、保育室4は、定員15名の2歳児の保育室、ほふく室は、定員10名の1歳児の保育室、乳児室は、定員5名の1歳未満児の保育室であります。

調理室は、120人分の食事を調理可能な規模としております。

このほか、園児用トイレ、多目的トイレ、更衣室、調理員休憩室などを設置いたします。

次に、桃色の既存園舎の改修箇所であります。

既存の玄関が狭いために間取りを改修し、広げるとともに、防犯上と保護者対応の観点から玄関に隣接して職員室を配置いたします。

保育室1は5歳児の、保育室2は4歳児の、保育室3は3歳児の、いずれも定員20名の保育室であります。

加えて各部屋の内装などの改修を行います。

18ページをご覧ください。

立面図であります。

新旧建物の外壁と既存の屋根は、暖色系の色彩のガルバリウム鋼板仕上げを基本とし、増築部の屋根は塩化ビニール系素材のシート防水仕上げとするものであります。

議案書の5ページにお戻りください。

「第3表 地方債補正」、「1 変更」であります。

幕別認定こども園整備事業2億9,840万円を追加し、3億1,900万円を限度額として、地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法等の変更はありません。

歳出をご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、3目施設型・地域型保育施設費3億1,413万8,000円の追加であります。

幕別認定こども園整備事業費を追加するものであります。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路・河川管理費1,800万円の追加であります。

地方自治体が置かれている厳しい財政状況や人口減少の中、公共施設の老朽化などに適切に対応していくため、民間の資金や経営能力、技術能力を活用して公共施設の整備や維持管理等を行う官民連携がさまざまな自治体で進められております。

このたびの先導的官民連携支援事業は、国土交通省がこうした官民連携事業の導入検討を行う際に必要となる調査委託費を助成するもので、平成23年度から実施されているものであります。

本年4月1日付けで、本町の申請事業が補助対象に選定されましたことから、全額国費による調査委託料を追加するものであります。

社会経済基盤、インフラを支える技術者不足が進行する中、老朽化が進むインフラの課題を解決するため、現在、幕別町が行っている道路維持管理業務における利用者ニーズを可視化するとともに、民間のノウハウや新技術の導入、DX化などを活用することにより、コストやリスク、利用者満足度

などのさまざまな要素に対する最適なあり方を調査し、公園維持管理業務も含めた包括的民間委託の導入を支援するシステムの検討や、その可能性を調査検討するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

6ページにお戻りください。

1 款町税、2 項 1 目固定資産税 3 万 8,000 円の追加であります。

16 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目土木費補助金 1,800 万円の追加であります。

17 款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費補助金 1,570 万円の追加であります。

23 款 1 項町債、2 目民生債 2 億 9,840 万円の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） ただ今の一般会計補正予算の土木費の今の説明がございました先導的官民連携支援事業、国庫補助金に関わって、道路や河川管理に関わり、先導的官民連携支援事業、委託料として 1,800 万円計上されました。どんなことが具体的に検討されて、いつどういう方向に向かっていくのかということを、まずはお尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 先導的官民連携支援事業ですけれども、現在幕別町では、地域インフラ群再生戦略マネジメント、通称群マネと呼んでおりますけれども、こちらの実施方針の中で定めております道路と公園の維持管理業務を包括的に民間委託するという検討を行っております。その実施に当たりまして、現在幕別町では、平成 20 年度から 17 年間にわたって、道路の包括委託は、仕様書規定というやり方で行っております。ただこの 17 年間の間に課題ですとか、データ整理ですとか、その辺の検証は行ってきておりませんでしたので、そのデータの整理と検証を行いながら、新たに包括的民間委託を実施する上で、どのようなエリア設定がいいのか、性能規定でやる場合には、どの業務まで性能規定にしたほうがいいのかというのを、住民のアンケート、事業者とのサウンディング等も含めて、最適な業務のあり方を調査していくというものであります。具体的には、これから入札を行って、受託業者が決まってから、中身を詰めていくことになるのですけれども、先導的ということで、ほかの自治体の見本になるようなものを作っていくということで、今年度中に国土交通省に報告書を提出して、それを基に令和 8 年度以降にどのような形で実施していくか検討する予定でございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 群マネの計画については、さきの産業建設常任委員会でもご説明をいただいたところでありました。例えば一口に公園管理と示されましても、都市公園から地域にある小さな公園ということで、管理のあり方もこれまで幕別町は直営でやられるもの、あるいは業者に委託するもの、あるいは町内会に委託するものというような形で、住民参加型も含めて実施されてきたと思うのです。今回のこういった計画、大変大掛かりな計画だと思うのですけれども、そういった形態も今のご説明だと変わっていくということになりますね。今回は委託料の予算なのですけれども、どんなところに委託されて、これを組み立てていただけるのか、そして計画年度はこれからだとは思いますが、住民の周知期間も含めると、一定期間は必要かと思います。そこはどのようにおさえてらっしゃるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） この業務の契約の手法ですけれども、現在は公募型指名競争入札を予定しております。土木設計および電算の登録をしている事業者を公募により募って、いわゆる建設コンサルタント会社に委託を予定しております。この業務の中で、先ほど中橋議員がおっしゃられていた街区公園の管理についても、現在幕別町に 62 の街区公園がありまして、そのうち 58 が町内会に管理をお

願っております。その中で町内会のほうからも担い手不足でなかなか管理が難しいということもありまして、集約、再編も含めて検討してほしいという意見もありますので、その辺もデータを整理しながら、分析もしながら、どのような公園の数がいいのかですとか、集約の方法がいいのかというのをこの業務の中で検討していこうと思っております。あと住民への周知ですけれども、今年度中に業務の報告書が上がってきますので、その辺も含めて令和8年度に周知をして、実際には令和9年度からになるのか、それはこれからになるのですけれども、今のところはそういう予定で考えております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 公園については、ご説明を理解するところなのですが、同じように併せて行われる道路や河川ということになりますと、お答えの中では、公園の場合は建設コンサルタント会社に委託してということですが、道路や河川については、事業の規模がかなり大きくなってくると思うのです。したがって、公園も道路や河川も一つの事業者に合わせて、全部委託をして、令和9年度ということと言われましたけれども、その時期に包括的な事業をスタートさせたいという契約なのでしょうか。委託先というのはどうなのでしょう。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 先導的官民連携支援事業の委託先が建設コンサルタント会社ということで、この業務の中で、事業スキームは考えていこうと思っております。この調査の中で、例えばどういったところに委託したら効率的に業務が可能かということを検討していくので、今想定されるのは、建設コンサルタント会社になるのか、地元の建設業者になるのかそういうところが共同企業体を組んで、実施していく形になるのか、その辺も含めて、この業務の中で検討したいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 建築のほうの認定こども園についても、人手不足などで建設完了が遅れるということがありました。全体的に土木や建築含めて、公園管理もそうですが、人手不足や地域や難しいとかいろんな状況は想定されます。これからどういう新しい管理になっていくのかということの中でのこの事業の中身なのだと思うのですけれども、実際に今のご説明の中では、申請をしたら認められたというしたがって、十勝管内の中でもこういった取組するところは幕別町だけなのかどうなのか、そして国土交通省が直接携わってこられるわけですね、そうすると事業者はもちろん大変なのですが、今までも地域の事業者特に道路の管理や除雪などはそうですね。そういうものが地域から切り離されていくというような、つまりそういった計画ができて、次にいよいよ事業になるときに、入札に応じてやるということになれば、幕別町の道路や橋や公園も地元ではなくて、大規模な事業者が加わってくるとことも想定されるのかなと思ひまして、これまでの地域との連携というのが保たれるのか、薄れていかないのか、そういうところも住民自治のあり方としては、おさえて仕事を進める必要があると思うのですけれども、そういうところはどうなのでしょう。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） その辺に関しましては、群マネの中でもこれまでも地域の事業者と意見交換しながら、どういった手法がいいのかということは考えております。町としても、今まで培ってきた経験等ありますので、地元事業者を第一に考えて、その中でできること、DX化ですとか、民間のノウハウを含めて、効率よくサービスが低下しないような業務のあり方というのを検討したいと考えております。事業の中でも事業者との面談やアンケート調査も予定しておりますので、最適な手法を考えていきたいと思っております。

この業務に関しましては、北海道内でも幕別町だけだと思います。この先導的官民連携支援事業につきましても、全国でも42件の応募がありまして、そのうち25件が選定されております。北海道については2件選定されておりますけれども、幕別町のような包括的民間委託というのは今年度、道内では1件と聞いております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

小島議員。

○12番（小島智恵） 最近、全国的ではありますがさまざまな事件が報道されておりまして、防犯設備についてお聞きしたいと思います。確か説明会では、保護者の方から高い柵の設置を望む声があったかと思います。私は札内南保育園に設置されているような高い柵をイメージしたのですが、設置はされないという説明だったかと思いますが、改めて考え方をお聞きしたいと思います。それと、図面見ますと、玄関2か所、勝手口1か所あるかと思いますが、その防犯設備についてお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（山本 充） 防犯上の柵、フェンス等の高さを上げるというお話でしたけれども、現状では、既存の柵をそのまま使うということで、壊れている箇所については補修等しますので、現状では、そのまま活用するという事で考えております。また、勝手口等の防犯対策については、今のところ考えていないところであります。なお、鍵の施錠等の管理は、職員がしっかり行っていくところであります。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12番（小島智恵） 施錠とかは、当然の話なのですが、例えばインターホンで対応するだとかそういう設備的なところは、細かい話になるのですが、お考えについてお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（山本 充） 正面玄関については、インターホンを設置しておりまして、そこできちんと対応したいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12番（小島智恵） 勝手口のほうもきちんとそこは防犯対策されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（山本 充） 勝手口については、基本調理員の方の出入りや職員がごみ等の搬出で職員が利用するところでありますけれども、利用しないときには施錠して、不審者が入らないように管理をしたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第51号、工事請負契約の締結についておよび日程第11、議案第52号、工事請負契約の締結についての2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第51号と議案第52号の工事請負契約の締結について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

一括してご説明いたします二つの工事請負契約は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において議決事件に定められている予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

議案説明資料の19ページをご覧ください。

新あかしや南団地公営住宅建替事業は、昭和51年から56年にかけて建設いたしました「あかしや南団地公営住宅」を令和3年度から7年度にかけて建替えようとするものであります。

図面左側が南であります。

新あかしや南団地公営住宅は、図面下部に記載しておりますとおり、令和3年度から建設を開始し、令和6年度までに1号棟から8号棟までの8棟64戸の建設を終え、今年度が最終年度であります。

配置図の網掛け部分は、令和7年度に建設を計画しております2階建て共同住宅、1棟8戸を2棟、合計16戸分の共同住宅であります。

議案第51号は、昨年度建設いたしました7号棟の北側に位置する9号棟の建設に係るもので、鉄筋コンクリート造、2階建て、延べ床面積691.10平方メートルの建物、1棟8戸を建設するものであります。

20ページをご覧ください。

住戸は、2LDK6戸と3LDK2戸で、システムキッチンやユニットバスの設備に加え、台所、洗面所、浴室の3か所に給湯設備を整備し、室内の出入り口を引き戸にするなど、ユニバーサルデザインに配慮した設計で、1号棟、3号棟、5号棟、7号棟と同じ間取りと面積であります。

21ページをご覧ください。

建物の外壁は、1号棟から8号棟と同様に、左官仕上げとし、屋根材は、屋外使用時の耐久性に優れたガルバリウム鋼板であります。

以上が工事概要であります。

議案書の13ページをご覧ください。

1 契約の目的は、新あかしや南団地公営住宅9号棟建設工事（建築主体）であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月23日に、藤原工業株式会社、株式会社大野建設、加藤建設株式会社の3者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、2億5,652万円をもちまして、株式会社大野建設が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町札内豊町5番地26、株式会社大野建設、代表取締役、大野圭市氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和8年3月26日までと定めております。

議案第52号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案説明資料の19ページをご覧ください

本工事は、議案第51号と同様に、新あかしや南団地公営住宅建設工事で、昨年度建設いたしました8号棟の北側に位置する10号棟の建設に係るものであります。

工事概要につきましては、3LDKの住戸の位置を除いて、議案第51号と同様の内容でありますことから、説明を省かせていただきます。

22ページに平面図、23ページに立面図を記載しております。

議案書の14ページをご覧ください。

1 契約の目的は、新あかしや南団地公営住宅10号棟建設工事（建築主体）であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月23日に、藤原工業株式会社、株式会社大野建設、加藤建設株式会社の3者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、2億5,696万円をもちまして、加藤建設株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町忠類白銀町205番地1、加藤建設株式会社、代表取締役、加藤茂樹氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和8年3月26日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第51号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第52号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第53号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第53号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

札内東中学校ボイラー更新工事に係る工事請負契約が、議決事件に定められている予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

議案説明資料の24ページをご覧ください。

札内東中学校に設置しております暖房用温水ボイラー設備は、校舎建設時の昭和60年に設置以来、40年の間、毎年のボイラー洗缶と部分的な修繕を行いながら安全に運転を続けてまいりました。

昨年8月に実施しましたボイラー洗缶業務の際に、現在設置している2基ともに経年劣化を要因とする燃焼室と煙管等に著しい肉減りがあり、修復が困難であることが指摘されましたことから、暖房用温水ボイラー2基を更新し、併せて附属する循環ポンプや配管のほか、煙道、自動制御装置等を更新するものであります。

議案書の15ページをご覧ください。

1 契約の目的は、札内東中学校ボイラー更新工事であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月23日に、株式会社笹原商産、有限会社原工業、一成技建株式会社、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、有限会社幕別設備工業の6者により指名競争入札を執行いたしましたところ、6,773万8,000円をもちまして、一成技建株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町札内みずほ町160番地84、一成技建株式会社、代表取締役、岡田義行氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和7年10月31日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第54号、工事請負契約の締結についてから日程第17、議案第58号、工事請負契約の

締結についてまでの5議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第54号から議案第58号までの工事請負契約の締結について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

一括してご説明いたします五つの工事請負契約は、議決事件に定められている予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

議案第54号、工事請負契約の締結についてであります。

アイヌ文化拠点施設生活館棟建設工事（建築主体）であります。

議案説明資料の25ページをご覧ください。

図面の上が北であります。

生活館棟を水色で表示しております。

生活館棟建設工事は、令和6年度に鉄筋コンクリート造の基礎と床スラブ、壁などの躯体工事を終えており、今年度は、外壁、屋根、内装仕上げの工事を施工するものであります。

図面左側の表をご覧ください。

建築主体工事の概要を記載しております。

建物構造は、鉄筋コンクリート造・一部木造であります。

建物規模は、地上1階、延べ床面積は、760.00平方メートルであります。

26ページをご覧ください。

平面図であります。

令和7年度の工事は、伝承室や研修室のほか、事務室、収納庫、廊下、ホール等の内装仕上げのほか、外壁、屋根を施工するものであります。

27ページをご覧ください。

上段は、南側立面図、国道38号側からの立面図で、右側の建物が生活館棟、左側が展示館棟であります。

中段は北側立面図、下段の左側は、西側立面図、右側は東側立面図であります。

外壁の仕上げは、セメントを原料とした押出成形セメント板を使用するものであります。

屋根は、木造小屋組の施工後に、防水性の高いステンレス防水工法を採用するものであります。

議案書の16ページをご覧ください。

アイヌ文化拠点施設の生活館棟建設工事と展示館棟建設工事は、建築主体、電気設備、機械設備のいずれも、入札参加の意思のある者を公募し、その中から入札参加を指名して入札を行う公募型指名競争入札の方式のもと、2者または3者の自主結成による共同企業体からの入札参加申請を得て指名競争入札を執行したものであります。

1 契約の目的は、アイヌ文化拠点施設生活館棟建設工事（建築主体）であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年5月8日に、萩原・藤原特定建設工事共同企業体、川田・萬和特定建設工事共同企業体、宮坂・加藤特定建設工事共同企業体の3者により指名競争入札を執行いたしましたところ、4億4,440万円をもちまして、宮坂・加藤特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表者であります、帯広市西13条南14丁目1番地2、宮坂建設工業株式会社、代表取締役、宮坂寿文氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和8年3月23日までと定めております。

議案第55号、工事請負契約の締結についてであります。

生活館棟建設工事（電気設備）であります。

議案説明資料の25ページをご覧ください。

中央上段に記載しております、電気設備工事の概要欄をご覧ください。

本工事は、LED照明器具や受変電設備のほか、館内放送設備、火災報知設備などの工事を施工するものであります。

議案書の17ページをご覧ください。

1 契約の目的は、アイヌ文化拠点施設生活館棟建設工事（電気設備）であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年5月8日に、北口・滝上特定建設工事共同企業体、相互・大上特定建設工事共同企業体、川岸・十勝特定建設工事共同企業体の3者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、8,866万円をもちまして、川岸・十勝特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表者であります、帯広市西2条南38丁目4番14号、川岸電設株式会社、代表取締役北健介氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和8年3月23日までと定めております。

議案第56号、工事請負契約の締結について、であります。

生活館棟建設工事（機械設備）であります。

議案説明資料の25ページをご覧ください

中央下段に記載しております、機械設備工事の概要欄をご覧ください。

本工事は、冷暖房用エアコン設備や伝承室床暖房設備のほか、換気設備、給排水設備、消火設備などの工事を施工するものであります。

議案書の18ページをご覧ください。

1 契約の目的は、アイヌ文化拠点施設生活館棟建設工事（機械設備）であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年5月8日に、熱源・原特定建設工事共同企業体、三洋・一成特定建設工事共同企業体、奥原・笹原特定建設工事共同企業体の3者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、6,215万円をもちまして、三洋・一成特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表者であります、帯広市西8条南7丁目1番地、三洋興熱株式会社、代表取締役、笹井宏一氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和8年3月23日までと定めております。

議案第57号、工事請負契約の締結についてであります。

展示館棟建設工事（建築主体）であります。

議案説明資料の28ページをご覧ください。

図面の上が北であります。

展示館棟を水色で表示しております。

図面左側の表をご覧ください。

建築主体工事の概要を記載しております。

建物構造は、鉄筋コンクリート造・一部木造であります。

建物規模は、地上1階、床面積は662.59平方メートルであります。

29ページをご覧ください。

平面図であります。

展示館棟は、常設展示室や企画展示室のほか、収蔵庫、前室、緩衝室、機械室等を配置するものであります。

30ページをご覧ください。

上段が南側立面図、国道38号側からの立面図で、左側の建物が展示館棟であります。

中段は北側立面図、下段の左側は、西側立面図で、右側は、東側立面図であります。

生活館棟と同様に、外壁は、押出成形セメント板を使用し、屋根も同様に、木造小屋組の施工後に、防水性能の高いステンレス防水工法を採用するものであります。

議案書の19ページをご覧ください。

1 契約の目的は、アイヌ文化拠点施設展示館棟建設工事（建築主体）であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年5月8日に、萩原・藤原特定建設工事共同企業体、川田・萬和特定建設工事共同企業体、宮坂・大野特定建設工事共同企業体の3者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、5億6,606万円をもちまして、宮坂・大野特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表者であります、帯広市西13条南14丁目1番地2、宮坂建設工業株式会社、代表取締役、宮坂寿文氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和8年3月23日までと定めております。

議案第58号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

展示館棟建設工事（機械設備）であります。

議案説明資料の28ページをご覧ください。

中央下段に記載しております、機械設備工事の概要欄をご覧ください。

本工事は、冷暖房エアコン設備や換気設備のほか、ハロン化物消火設備、パッケージ消火設備、給排水設備などの工事を施工するものであります。

議案書の20ページをご覧ください。

1 契約の目的は、アイヌ文化拠点施設展示館棟建設工事、機械設備であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年5月8日に、熱源・原特定建設工事共同企業体、三洋・一成特定建設工事共同企業体、奥原・笹原特定建設工事共同企業体の3者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、1億1,286万円をもちまして、三洋・一成特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表者であります、帯広市西8条南7丁目1番地、三洋興熱株式会社、代表取締役、笹井宏一氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和8年3月23日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 昨年度から続いておりましたアイヌ文化拠点施設生活館棟、展示館棟の議案が出されまして、総額12億7,413万円となっております。一つは、順調に工事が進み、ある程度オープンの時期は見えているのかどうか、いつになるのか。さらに外構工事等も入ってくると思いますので、全体の工事費というのは、これまでのものも積み上げて、いくらくらいになっていくのか。そして昨今の物価上昇だとか、さまざまな人員不足も含めまして、結果としては工事費に影響が出てくるだろうと察するものですから、当初から比べて、その変更がなければいいのですけれども、どのくらい予算が膨らんでいるのか。まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） 最初にオープンの時期ですけれども、今回提案させていただいた工事の議決で、工期が来年の3月23日までとなっております。外構が令和8年度にまた新たに実施することになりますので、建物が建って、展示物の搬入という作業が新たに発生してきますので、現段階では、オープン of 時期は早くても来年の夏以降と考えております。それと、全体の工事費ということなのですけれども、令和5年度に既存の建物を解体いたしまして、来年の外構までを合わせますと、現段階で、入札で金額が決定している実数で申し上げますと、18億946万8,000円となっております。当初との物価高等に関するものですが、当初の数字を持ち合わせていないのですが、数億程度の人件費ですとか、時間の延長に伴って、影響が出ているという状況であります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 数億の予算全体が膨らんだと思えば、当然その財源の手立てということが、求められると思います。そういった点では、国からの補助も限られていたと認識するものですから、どんなふうに考えておられるのかということと、ほかにない施設だけに期待も大きいということが、特に今、多様性、アイヌ民族を尊重するということも含めて、大切な施設になり、十勝の拠点はもとより、北海道全体でも位置づけは大きなものになるだろうと思います。それだけに財政の問題で、開設が遅れるだとか、いろんなことが心配されるものですから、そういった財源の手立ての見通しも含めて、お示しいただければと思います。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） 全体の工事費が約18億円ということで、来年の外構までのなかで、国からの交付金が6億3,700万円、起債が約12億円、森林環境譲与税で4,400万円、一般財源が約800万円というかたちになっております。財源確保の見通しなのですけれども、やはり交付金をきちんと適用できるように計画を作っていくということと、今、中橋議員もおっしゃられたように、やはり道内でも市町村のレベルでやる展示の施設として、大変特別なものでありますので、これからいろいろと企業ですとかそういったところにも協力できるものがあれば、寄付をお願いしたりですとか、見通しは立っていないのですけれども、働きかけをしていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

内山議員。

○4番（内山美穂子） 展示館棟のなかの収蔵庫なのですけれども、ご説明いただいたのですけれども、収蔵庫というのは、本当に吉田菊太郎氏の大切なものが保管されているということで、きっと温湿度管理ですとか、いろんなところで工夫されて、設計されていると思います。少し、その状況を説明していただきたいと思います。あと設計の段階で空調設備だとか、そういうものは24時間換気になっているのかと思いますけれども、今後の維持管理費がどのくらいになる予定なのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博） はじめに収蔵庫の換気等はどういうものを使っていくのかですけれども、収蔵庫につきましては、空気ヒートポンプエアハンドリングユニットと、ちょっと聞きなじみのない名前なのですけれども、これにつきましては、外気を取り込みまして、温度と湿度を細かく調整できるように、要するに収蔵物をいい状態に保つための温室管理ができるような空調の設備を採用することとしております。空調については、24時間換気を行うことにしております。それから、維持管理費の関係でございますけれども、まず生活館棟につきましては、電気料金含めまして、試算でございますが、523万8,000円ほど維持管理費がかかると試算しております。展示館棟につきましても、電気料等含めて、499万7,000円ほど維持管理費がかかるということで、試算をしております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 今数字を聞いたら、展示館棟のほうがかからない計算だったのですが、展示館棟というのは、図面で見ますと南側にありますよね。先ほど外気を取り入れるというお話をされたのですけれども、南側の外気は北側の外気に比べると、気温が高くなると思うのですよね。その辺だいたいこういう博物館の収蔵庫というのは、北側にあることが多いと認識しているのですけれども、そういうことを含めての設計だと思います。そんなことで、この金額で維持管理していくことの説明を受けました。今後、これがもっと膨らむことも懸念しておりますので、資料関係は大変貴重なものがありますので、後世に伝えていけるような状況で保管していただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第54号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第55号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第56号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第57号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第58号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事日程が終了するまで時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

本日の会議は議事日程が終了するまで、時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

日程第18、議案第59号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第117条の規定によって、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

16:54 休憩
(藤原議員退場)

16:54 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18、議案第59号、工事請負契約の締結についての説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第59号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

まくべつ学園増築改修工事、建築主体に係る工事請負契約が、議決事件に定められている予定価格

が5,000万円以上の工事の請負に係る契約でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

本年3月の第1回町議会定例会において、令和7年度補正予算に「まくべつ学園増改修事業」について、令和7年度から8年度までを期間とする継続費を設定したところであります。

これにより、令和7年度から8年度の2か年に渡る工期を設定し、まくべつ学園増築改修工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案説明資料の31ページをご覧ください。

1階平面図であります。

図面上部は北方向で平和通り側、下部は南方向で、グラウンド側であります。

左側上部に凡例を、右側上部に建築工事の概要を記載しております。

水色は令和7年度の増築箇所を、桃色は令和7年度の内部改修箇所を、黄色は令和8年度の内部改修箇所を示しております。

水色の増築箇所、南側に増築する教室棟は義務教育学校において不足が見込まれる教室を確保するため、木造、地上1階、延べ床面積660.37平方メートルの特別教室棟を施工するものであります。

中央の水色箇所は玄関棟で、現在の生徒玄関を職員室に改修するため、鉄筋コンクリート造、地上1階、延べ床面積253.31平方メートルの玄関棟を施工するものであります。

玄関棟右側の水色箇所は渡り廊下で、既存は2階のみで特別教室棟と普通教室棟をつないでおりますが、この渡り廊下を解体し、新たに鉄筋コンクリート造、地上2階、延べ床面積103.50平方メートルの渡り廊下を施工して、1階と2階のそれぞれに渡り廊下を増築するものであります。

桃色の箇所は、教室などの配置換え等に伴い、内部改修を行うものであります。

黄色の箇所は、令和8年度の施工箇所であります。

既存の生徒玄関を職員室に、フリースペースの一部を印刷室と給湯室、校長室に改修するものであります。

既存の図書室をフリースペースに改修するほか、経年劣化に対応するため内部改修を行うものであります。

屋外トイレを廃止し、校舎東側の既存トイレを屋外用としても使用できるよう、出入口を設置いたします。

32ページをご覧ください。

2階平面図であります。

水色の増築箇所は、1階の屋上と渡り廊下であります。

桃色の箇所は、普通教室棟のフリースペースに図書コーナーを設置するほか、経年劣化に対応するため内部改修を行うものであります。

黄色の箇所は、既存の職員室を大きめのフリースペースに改修し、そのほか内部改修を行うものであります。

33ページをご覧ください。

立面図であります。

水色箇所が、令和7年度増築部分であります。

以上が工事概要であります。

議案書の21ページをご覧ください。

まくべつ学園増築改修工事は、建築主体、電気設備、機械設備のいずれも、入札参加の意思のある者を公募し、その中から入札参加を指名して入札を行う公募型指名競争入札の方式のもと、2者または3者の自主結成による共同企業体からの入札参加申請を得て指名競争入札を執行したものであります。

1 契約の目的は、まくべつ学園増築改修工事、建築主体であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年５月８日に、藤原・萬和・北海特定建設工事共同企業体、加藤・堀川特定建設工事共同企業体、大野・アスワン特定建設工事共同企業体の３者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、８億３,１３８万円をもちまして、藤原・萬和・北海特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表者であります、中川郡幕別町旭町９１番地、藤原工業株式会社、代表取締役、藤原治氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和８年９月３０日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

荒議員。

○８番（荒 貴賀） 今回、平面図を見させていただきまして、お聞きしたかったのですが、冷房設備であります。旧幕別小学校から中学校へエアコン設備、取り付けたものを移設するという事で、教室棟増築の際に移設するというお話がありました。ほかに教室で余ってたりとか、旧校舎で利用しているエアコン設備を新しい校舎に移設する際に、特別教室に配置することはできないのか、そういった考えはあったのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） エアコンの設置についてかと思います。今回、３年生から９年生までの普通教室７台と、音楽室、美術室、理科室などの特別教室８台、あとフリースペースや保健室、相談室など８台、合わせて２３台の換気機能付きのエアコンを設置する計画であり、現在、幕別中学校に設置されている１２台を除いた１１台のエアコンについては、幕別小学校から移動することで考えております。特別教室には新設を考えております。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博） 特別教室へのエアコンの設置なのですが、小学校で使っている既存のエアコンを移設するという考えでおります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 暫時休憩いたします。

１７：０３ 休憩

１７：０４ 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博） 特別教室にもすべてエアコンは付きます。いずれにしても、小学校から移設したもの、今、台数のほうは詳細おさえておりませんが、既存で中学校についているものもございます。足りない部分は新設になりますけれども、すべての教室にエアコンは設置されるということで計画しております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○８番（荒 貴賀） 確認させていただきます。南側の校舎のところに特別支援教室があります。ここにもすべてエアコンが設置されるという認識でよろしかったですか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博） 増築されます教室棟の特別支援教室については、各部屋に個別にエアコンが設置されると。こちらは新設にはなりますけれども、エアコンが設置されます。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、除斥議員入場のため暫時休憩いたします。

17:06 休憩
(藤原議員入場)

17:06 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19、議案第60号、工事請負契約の締結についておよび日程第20、議案第61号、工事請負契約の締結についての2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第60号と議案第61号の工事請負契約の締結について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

一括してご説明いたします二つの工事請負契約は、議決事件に定められている予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

議案第60号、工事請負契約の締結についてであります。

まくべつ学園増築改修工事（電気設備）であります。

議案説明資料の31ページをご覧ください。

右側中段に電気設備工事の概要を記載しております。

教室棟や玄関棟、渡り廊下の増築に伴い、LED照明器具や校内放送設備、火災報知設備を新設するほか、既存校舎の照明器具のLED化や受変電設備の更新などを行うものであります。

あわせて、屋内運動場の照明器具のLED化を行うものであります。

議案書の22ページをご覧ください。

1 契約の目的は、まくべつ学園増築改修工事（電気設備）であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年5月8日に、大上・島勝特定建設工事共同企業体、滝上・ユ一特定建設工事共同企業体、十勝・ヨウシン特定建設工事共同企業体の3者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、2億4,178万円をもちまして、大上・島勝 特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表者であります、中川郡幕別町本町35番地1、大上電気工業株式会社、代表取締役、大上真一氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和8年9月30日までと定めております。

議案第61号、工事請負契約の締結についてであります。

まくべつ学園増築改修工事（機械設備）であります。

議案説明資料の31ページをご覧ください

右側下段に機械設備工事の概要を記載しております。

教室棟や玄関棟、渡り廊下の増築に伴い、冷暖房エアコンや温水パネルヒーター、換気設備、給排水設備などを新設するほか、既存校舎の冷暖房設備の改修などを行うものであります。

議案書の23ページをご覧ください。

1 契約の目的は、まくべつ学園増築改修工事（機械設備）であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年 5 月 8 日に、笹原・幕別設備・原特定建設工事共同企業体、藤原・菅特定建設工事共同企業体、一成・大東特定建設工事共同企業体の 3 者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、4 億 5,947 万円をもちまして、笹原・幕別設備・原特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表者であります、中川郡幕別町錦町 65 番地、株式会社笹原商産、代表取締役、笹原早苗氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和 8 年 9 月 30 日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 60 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 61 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 62 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 62 号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 24 ページ、議案説明資料 34 ページをご覧ください。

除雪グレーダに係る財産の取得が、議決事件に定められている「予定価格が 1,000 万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の 34 ページをご覧ください。

今回、取得しようとする財産は、除雪グレーダ 1 台であります。

現在、幕別地域で使用しております、平成 18 年に取得した除雪グレーダの老朽化に伴い、国の社会資本整備総合交付金事業を活用して更新しようとするものであります。

本除雪グレーダは、前方にプラウの角度を左右に動かすことのできるアングリングプラウを、中央部に切削角調整装置、ブレードを、ブレード左側には排雪を一時的に停止できるシャッターブレードを装着し、市街地幹線道路における新雪除雪や二次除雪作業の路面整正などの冬期運行のほか、夏場には砂利道の不陸整正に対応することが可能な車両であります。

議案書の 24 ページをご覧ください。

1 財産の名称及び数量は、除雪グレーダ 1 台であります。

2 取得の方法、3 取得金額、4 取得の相手方についてであります。

本年 5 月 8 日に、コマツ道東株式会社帯広支店、日本キャタピラー合同会社帯広営業所の 2 者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、4,279 万円をもちまして、コマツ道東株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社の代表であります、帯広市西 24 条北 1 丁目 3 番 4 号、コマツ道東株式会社帯広支店、支店長、山中重幸氏を相手方として取得しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、継続調査の申出書等配布のため、暫時休憩いたします。

17：15 休憩

17：17 再開

[閉会中の継続調査申し出]

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、お手元に配布いたしましたとおり、広報広聴委員会委員長、議会運営委員会委員長から所管に関する事件につき、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第22、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、所管に関する事件について、それぞれの期限まで、閉会中も継続して調査することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、所管する事件について、それぞれの期限まで、閉会中も継続して調査することに決定いたしました。

[閉会]

○議長（寺林俊幸） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和7年第2回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

17：19 閉会